

第 5 3 号議案

足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（適用区域）

第 2 条 この条例の規定は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都計画地区計画島根四丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。

第 3 条中「地区計画の区域に係る地区整備計画」を「地区整備計画の区域」に改める。

第 4 条第 5 項中「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に改め、同条第 6 項を削る。

第 5 条第 3 項第 1 号中「（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正による

もののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。